

8月から 介護施設の居住費・食費の負担軽減の 基準が変更になります

介護保険課 ☎43-9083

介護老人福祉施設などの費用のうち、居住費・食費について、①所得に応じた自己負担の上限(限度額)を超えた分が軽減される対象要件と、②居住費・食費の基準となる額(基準費用額)が変更となります。

7月まで負担軽減対象である人は、お送りしている申請書などをご確認の上、新型コロナウイルス感染防止対策のためできるだけ郵送でお手続きください。また、今回の基準変更に伴い、対象外となる場合もありますので、ご注意ください。

① 負担軽減となる対象要件

世帯全員が市民税非課税で、年金収入金額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計および預貯金(定期等含む)等の資産の合計が下記の基準を満たしていることが要件となります。なお、本人または世帯に市民税課税者がいる場合は、負担軽減の対象外です。

負担段階	年金収入等	預貯金額等(夫婦の合計)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と年金収入金額等の合計が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と年金収入金額等の合計が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と年金収入金額等の合計が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※配偶者と世帯分離している場合でも、課税状況、預貯金額等の確認の対象となります。

※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合は、預貯金額等は、すべての負担段階で1,000万円(2,000万円)以下

② 居住費・食費の負担限度額(日額)

負担段階	居住費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階 【基準費用額】	2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円	1,445円

※()内の金額は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護などを利用した場合の金額です。

※第4段階は、第1段階から第3段階②までに該当しない人で、負担軽減にならない場合の標準的な金額です。

※具体的な居住費・食費については、施設と入所者との契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。